



お届出はお済みですか？

新しい年度の始まりにあたり、世帯に変更（家族が就職した・職員を雇用したなど）があった時はお早めにご申請をお願いいたします。

事 由		提出書類
やめる時	家族が就職し他の健康保険に入った	<ul style="list-style-type: none"> ・喪失届出書 ・被保険者証 ・高齢受給者証（70歳～74歳の方）
	家族が住民票を異動した※1	
	職員（75歳未満）が退職した	
	組合指定地区外に住所が移った※2	
加入する時	職員を雇用したので加入したい	<ul style="list-style-type: none"> ・加入申請書 ・世帯全員記載の住民票原本 ・世帯加入状況報告書 ・雇用証明書（職員加入時）／勤務証明書（勤務税理士加入時） ・適用除外承認申請書（法人事業所の組合員加入時）
	同居の家族を加入させたい	
	子供が生まれたので加入したい	
その他の時	自宅住所が変わった	<ul style="list-style-type: none"> ・住所変更届 ・住民票原本 ・被保険者証 ・高齢受給者証（70歳～74歳の方）
	氏名が変わった	

※1 住民票を異動した理由が「学校法人への修学の為」又は「福祉施設等へ入所の為」の場合は、『住所地特例』として加入継続する事ができますので、その場合は「㊦国民健康保険法第116条該当届」又は「㊧国民健康保険法第116条の2該当届」に必要書類を添付して申請してください。

※2 組合指定区域（組合規約第4条）とは、『茨城・栃木・群馬・埼玉・新潟・長野各県の全市町村』及び『千葉県の一部・東京都の一部・神奈川県の一部・福島県の一部の区域』です。【詳しくは、規約、ホームページ又は組合まで】

- 〈ご注意〉
- ・家族として加入できるのは組合員と住民票が同一世帯の方です。（住所地特例、関信会税理士登録者を除く）
 - ・住民票が同一でない家族は、生計が同一・無職・無収入等の理由では加入できません。（住所地特例は除く）
 - ・同一世帯の家族が市町村国保に加入している時は、どちらか一方に包括加入となります。【国民健康保険法第19条】
 - ・住民票が組合指定地区外にある（転居した）場合は、加入（継続）できません。【組合規約第4条】

75歳以上の組合員の方へ

当組合員資格を継続している75歳以上の方は組合員証（紫色）を発行していますが、長くご使用の間に汚れてしまった時または見当たらない時は再発行いたします。その際は再交付申請書をご提出ください。下記事業について補助金が支給されますのでご利用ください。また、各事業は変更となることがあります。

- 保養所利用…………… 年5泊まで1泊につき税理士5,000円・職員4,000円補助
- 人間ドック利用…………… 年1回20,000円まで補助（1回の健診費用が10,000円以上かつた時）
- インフルエンザ予防接種…………… 2,000円まで補助（1回の接種費用が1,000円以上かつた時）
- 肺炎球菌、水痘・流行性耳下腺炎予防接種…………… 4,000円補助

その他、郵送によるがん検診、常備薬の斡旋、長寿祝金、死亡見舞金、国保だよりの配布、健康づくりの参加、各県の事業に参加などがあります。

*75歳以上の組合員の保険料は毎月3,000円です。

*組合員資格をやめる時は「組合員（75歳以上）脱退届出書」に組合員証を添えて提出してください。また、その際、75歳未満の被保険者の方がいる時は、喪失届と被保険者証の提出も必要になります。

各申請書については各事業所に送付している「規約・規程集」に書式が入っています。当組合ホームページから取り出すこともできます。ご不明なときは組合にお問合せください。必要な申請書などお送りいたします。